JANIC憲章

この憲章は、JANIC に加盟するすべての団体が共有する理念・価値観・行動指針を示したものです。

私たちは多様であり、課題解決に向けたアプローチも団体によって異なります。 以下の8箇条に掲げられた精神を各団体が日々の活動のなかで実践していくことを通して、 私たちは地球社会が抱える様々な課題の解決に力を合わせて取り組んでいきます。

1) 人権の尊重と社会正義の実現

私たちは、人類社会が不断の努力で獲得してきた国際人権基準に示された人権規範に基づき、活動対象地域・個人の人権を最大限尊重することを誓います。また、さらなる人権規範の普遍化を図るために、非軍事的、非暴力的手段を通じて、社会への働きかけを積み重ねていきます。また、社会に存在する様々な不平等や不公正を取り除くため社会正義の実現を目指します。

2) 持続可能で包摂的な社会

私たちは、経済成長があらゆる前提となっている社会構造が気候危機等の環境破壊をすすめ、貧困や格差を助長し、社会的な分断を生み出していると認識しています。地球環境や多様性に最大限配慮し、持続可能で包摂的な社会、そして地球上の全ての人々が安心して暮らせる平和な社会の実現を目指します。

3) 対等で公平なパートナーシップと主体性の尊重

私たちは、国内外で力を奪われている人々や市民社会組織、その他、目的や価値観を共有する様々なアクターとの間で、相互尊重に基づく、対等で透明性のある関係構築を行います。また、現地コミュニティの伝統や文化を尊重し、現地の人々が自身の生活に影響を及ぼすことがらの問題解決や意思決定に主体的にかかわることを尊重します。

4) 市民社会組織としての自覚・責任

私たちは、市民が自発的・主体的に行動する組織として、様々な社会課題の解決を目指すとともに、 社会の制度や人々の意識といった社会システムの変革に積極的に取り組みます。組織の活動には、多くの市民の参加を促進するとともに、公正で持続可能な社会をつくるために行動する市民が育つ環境を創造します。そして、そのような活動を継続かつ広めていくために、現在狭められつつある市民社会スペースを守る取り組みを進めます。



5) ガバナンスと透明性

私たちは、公正かつ社会的責任を果たすことのできる組織体制を構築するとともに、意思 決定プロセスや会計において透明性を確保した組織運営を行います。事業のインパクトや 組織運営の妥当性を確認するための評価活動を積極的に実施し、その結果を発表します。 また、暴力団等反社会的勢力との関係を排除するために考え得る全ての方策をとります。

6) ハラスメント防止等のためのセーフガーディング

私たちは、あらゆる人びとに対する性的な搾取・虐待、暴力、及びハラスメントを防止し、 それが発生した場合には適切な対応を取ることができるよう、セーフガーディング規程の 策定やスタッフの研修など、事業実施上のパートナーまでを含めた組織的な対策を進めま す。

7) 倫理的な資金調達・管理

私たちは、公的資金や寄付金を含めた資金の管理を厳正に行い、これを効果的に活用する ために、 活動目的や使途を明示するとともに、それに沿って資金を運用します。また、 いかなるときも事業対象者の尊厳やプライバシーを尊重し、倫理的な規範に則って資金調 達を行います。

8) 人財の尊重

上記のような持続可能な社会を実現し、市民社会組織としての責任を果たすためには、私たちの組織で活動するスタッフが自信と尊厳をもつことが大切です。私たちは、安心して働ける職場環境の実現や、 能力を高めるための人財育成に積極的に取り組みます。

以上

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター

本憲章は、2020年6月20日より適用する。



■ JANIC 憲章策定にあたって

~すべての地球市民が共生できる世界の実現を目指して~

地球社会を取り巻く課題は、これまで以上に深刻さと複雑さを増しています。地球環境の破壊、人権の侵害、多発するテロや増大する難民・避難民の問題、そして解決の糸口が見つからない不平等や貧困の連鎖など、地球規模の課題が山積しています。さらに言えば、気候変動を生み出す人類のエネルギー消費のあり方、ポピュリズムによる国際政治の混乱、広がり続ける世界的な社会の分断など、私たちの生きている社会の仕組みそのものが限界を迎えていると言えるような状況です。

こうした地球規模の課題に対し、私たち NGO をはじめとした市民社会組織は、草の根レベルで行動を起こし、立場の弱い人々の声に耳を傾け続けてきました。そして、政治的および経済的な枠組みから独立した立場で、その声を全世界へと発信し続けています。

日本における国際協力 NGO の活動基盤をより強固なものとするべく、私たち JANIC が誕生したのは 1987 年です。それからの約 30 年間を振り返ってみれば、市民社会の力によって、世界には数々の確かな前進がありました。

アジアを中心とした発展途上国の社会は大きな発展を遂げ、こうした地域の市民社会組織も社会を構成するセクターのひとつとして確立してきました。持続可能な社会を目指すために人類が取り組むべき普遍的な課題が SDGs(Sustainable Development Goals)としてまとめられました。そのなかに「No One Left Behind(誰 1 人取り残さない)」というスローガンが盛り込まれたことは、市民社会の活動が果たした大きな成果だと言えます。

いまや民間企業も地球規模の課題を無視することはできなくなり、市民社会組織とともに その解決に向けて行動することが珍しくなくなってきています。また、NGO の活動に対す る認知の高まりとともに、国際協力のあり方自体も、貧しい人々に援助してあげるという 発想から、対等なパートナーシップに基づいて人々のエンパワメントを目指す活動へと進 化してきています。

市民社会の活動は決して無力などではなく、この世界を大きく前に進める力がある。これまで市民社会の活動に従事してきたすべての先人たちに対する感謝と祝福の気持ちとともに、私たちはいま一度、このことをしっかりと受け止めたいと思っています。

しかしながら、まだまだ私たちが取り組むべき課題は多く残されています。

草の根レベルでの活動の成果を局地的なものに留めることなく、多様なステイクホルダーを巻き込みながら、社会の制度や仕組み、人々の意識等の社会システムを変えていく姿勢が必要です。また、昨今では日本をはじめとした先進国側の社会課題も深刻になっており、これからは「支援する側」・「支援される側」という関係を超えた、よりグローバルな視座での課題解決が求められるようになっています。さらには、昨今では政治的な権力の動き



によって NGO の活動を制限する動きが世界的にも日本国内でも広がっており、市民社会が活動するスペースをいかに確保していくのかが、市民社会組織にとって重要テーマとなっています。

また、市民社会の活動の担い手も大きく変化しています。特に 21 世紀に入ってからは、民間企業や自治体、さらには学生団体などが国際協力を担うようになり、いまや、援助機関や国際協力 NGO だけではなく、さまざまな主体者が多様なアプローチで地球社会が抱える課題に取り組む時代に突入したと言えるでしょう。

こうした中、国際協力 NGO のあり方、あるいは JANIC のあり方自体も、変わっていく必要があると私たちは考えています。この憲章では、こうした答えのない変化の時代を迎えるにあたり、私たちが共通して目指す世界の姿、そして、立ち返るべき市民社会活動としての原点と理想とを、改めて掲げました。

私たち JANIC が目指すのは、「地球社会に生きるすべての人々が取り残されることなく共生できる持続可能な世界」の実現です。

地球社会のどのような地域・国、どのような環境・境遇に生まれた人たちも、それぞれが幸せに生きる権利を享受しながら暮らすことができ、互いの置かれた立場に対して共感し合い、助け合うことのできる世界。そして、あらゆる意味で持続可能な世界を実現するために、世界中の市民同士が連帯して立ち向かっていくことのできる世界。

こうした世界をつくっていくことが、これまで国際協力に取り組んできた団体・個人の掲げてきた崇高な理想であり、共通の目標でした。たしかに現在の地球社会をめぐる状況は深刻な状態で、誰もこれから世界が進むべき道筋を明確に描けていません。でも、だからこそ、私たちはこうして理想を力強く掲げ、前に進んでいきたいと考えています。

私たち JANIC は、この憲章に賛同する市民社会の様々なセクターの仲間たちとともに、すべての地球市民が共生できる世界という共通の理想を追い求めていきます。

以上

JANIC 憲章委員会 (2018 年 12 月~2020 年 7 月)

委員長:小松 豊明 JANIC 副理事/(特活)シャプラニール=市民による海外協力の会 事務局長

委 員:鬼丸 昌也 JANIC 理事/(特活) テラ・ルネッサンス 理事・事務局長

委 員:中村 絵乃 JANIC 理事/(特活) 開発教育協会 理事・事務局長

委 員:小沼 大地 JANIC 理事/(特活)クロスフィールズ 代表理事

委 員:若林 秀樹 JANIC 事務局長

